

大石田町職員の処分について（公表資料）

令和8年4月13日

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1. 不適正な事務取扱い事案に係る処分（処分年月日：令和8年4月10日）

<当事者>

主査職級職員（40歳代・男性） 戒告（元所属課）

<管理監督者>

課長職級職員（50歳代・男性） 戒告（元所属課）

【事案の概要】

令和7年4月25日付けで、令和7年度スポーツ振興くじ助成金交付金審査結果について、助成金不採択の通知があった。令和7年1月10日付けで、ハーフマラソンを初めて実施するため、所属課の担当職員が申請事務を担い、町内団体を申請者として、申請額439万5千円の交付申請をした。しかしながら、「申請者が令和6年4月1日時点で法人設立をしていること」の要件を満たさないため不採択となり、助成金を受け取ることができなかったものである。要件の確認不足が要因である。

2. 再発防止策

全職員に対し、適正な事務の執行、法令遵守及び服務規律の確保について改めて指示するとともに、コンプライアンスの徹底に努めていく。

(問い合わせ先)

大石田町総務課総務グループ